

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する当局の取組について(協力依頼)

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項に基づき緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されまして、全ての都道府県に対し、最低7割、極力8割の接触削減の実現が強く要請されており、外出や催物の開催の自粛、在宅勤務(テレワーク)の推進などの取組が必要とされています。また、今般、国土交通本省より全機関に対して、社会全体への蔓延防止に率先して取り組むとともに、社会機能の維持の一環として、職員の感染防止に万全を尽くし、万が一、職員に感染者又は濃厚接触者が発生した場合であっても、省の機能を著しく損なわれることなく、職務を完遂する対策を講じるよう通達されたところです。

このため、当局においては下記により対処するものとしたところですが、これらにより、申請等の処理に通常よりも時間を要する、様々な場面で職員の対応までに待ち時間が長時間化する等のことが想定されます。皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、現下の状況から、ご理解ご協力を賜りますよう何とぞ宜しくお願い致します。

なお、業務日及び業務時間は通常どおりであり変更はございません。また、引き続き、官署内の密閉・密集・密接の3つの密を避けるなどの感染拡大防止に努めて参ります。

記

1. 在宅勤務(テレワーク)の導入により、官署内において勤務する職員数を減らした体制をとること。
2. 事業者等との打ち合わせ・相談については、極力、電話やメール等で行うこと。
3. 職員が出席を必要とする会議や研修会等については、必要最小限の人数による対応となること。
4. 事業法に規定する許認可申請及び届出等については、郵送や宅配による書類提出が可能であり、この提出方法を勧めること。
5. 職員の感染(確定例)については公表するとともに、職場の閉鎖・業務中断及び業務再開についてはホームページにおいても周知すること。